

令和 8 年度 福島県立視覚支援学校幼稚部入学者募集要項

福島県立視覚支援学校

令和 8 年度の福島県立視覚支援学校（以下、「本校」という）幼稚部の幼児の募集及び入学者選考は、この要項の定めるところにより実施する。

1 入学者募集

（1）出願資格

満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で、視覚に障がいのある者等のうち、本校の教育相談を受けた者とする。

（2）募集定員

3 歳児 5 名程度

4 歳児 5 名程度

5 歳児 5 名程度

（3）募集範囲

原則として県下一円とし、特別の場合は県教育委員会と協議して決定する。

2 出願方法

（1）出願書類

入学志願書（別記様式第 1 号） 1 通

学校教育法施行令第 2 2 条の 3 に定められた視覚障がいのあることを証明する書類
（「身体障害者手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など） 1 通

（2）出願期間

令和 7 年 1 0 月 1 日（水）から 1 1 月 2 8 日（金）までとする。受付時間は午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

（3）出願先

本校校長に「入学志願書」（別記様式第 1 号）と学校教育法施行令第 2 2 条の 3 に定められた視覚障がいのあることを証明する書類を提出する。

郵送で出願する場合は、書留（簡易書留も可）として、本校校長宛に郵送する。

（消印有効）

（4）出願の取り消し

出願を取り消す場合には、「出願取消届」（別記様式第 2 号）を直接本校校長に提出する。

郵送で提出する場合には、書留（簡易書留も可）として、本校校長宛に郵送する。

3 選考方法

(1) 選考内容

選考は、出願書類、事前の教育相談内容、対象幼児・保護者の面接の結果を資料とし、選考結果を総合的に判断する。

(2) 選考場所

本校において行う。

(3) 選考結果の通知

本校校長は、令和8年1月末日までに、保護者へ「選考結果通知書」(別記様式第3号)にて選考結果を通知する。なお、結果についての電話、メール、FAXでの問い合わせには、応じない。

(4) 入学辞退の手続き

入学を辞退する場合は、「選考結果通知書」(別記様式第3号)を受け取った後、1週間を目安として「入学辞退届」(別記様式第4号)を直接、本校校長に提出する。

4 教育相談

(1) 入学を希望する者は、入学志願書提出時まで、本校において教育相談を受けるものとする。

(2) 期日については、本校と電話連絡の上、調整することとする。

5 その他必要な事項

出願期間以外で入学の希望があった場合については、随時出願を受け付け、入学者選考を行うことができるものとする。受付時間は、「2 出願方法」の「(2) 出願期間」に定めるところによる。

6 問い合わせ先

福島県立視覚支援学校

福島市森合町6番34号

電話番号 024-534-2574